

【実施要項】

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

《福島労働局長登録講習機関 登録番号第2号 登録満了日R8.11.10》

主催 一般社団法人福島県労働基準協会

TEL (024) 522-6717

会場	会場名	ふくしま医療機器開発支援センター				
	所在地	郡山市富田町字満水田27-8	TEL	024-954-4011		
期日	1日目	令和7年5月22日	(木)	9:30 ~ 17:00	2日間	
	2日目	令和7年5月23日	(金)	8:30 ~ 16:40		
	修了証明書用の写真は初日に撮影します ※受付時間内にお越し願います					
	初日受付時間	令和7年5月22日	(木)	8:30 ~ 9:20		
定員	85名	※定員になり次第締め切ります				
受講資格	<p>《別紙》「受講資格証明書」の受講資格に該当する者 ※受講資格のない方は受講できませんので、注意願います ※該当受講資格番号により添付書類が異なりますので注意願います ◎添付書類に「修了証の写し」を添付の方は当日原本を持参願います ◎添付書類に「卒業証書の写し」を添付の方は当日原本を持参願います ◎添付書類に「卒業証明書」を添付の場合は原本を添付願います</p>					
講習科目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 ※学科免除対象			1時間		
	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2			1時間		
	石綿含有建材の建築図面調査			4時間		
	現場調査の実際と留意点			4時間		
	建築物石綿含有建材調査報告書の作成			1時間		
	修了考査（マークシート筆記試験）			1.5時間		
学科免除について	<p>《別紙》「受講資格証明書」の受講資格番号1「石綿作業主任者技能講習」の修了者は下記講習科目の一部が免除となります（希望者のみ） ※ただし、修了試験の出題範囲となっておりますので、受講をお勧めします</p>					
	免除科目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1		1時間		
	※受講料は同額です					
修了証明書交付	<p>「修了証明書」は、全科目を受講（一部免除希望者を除く）し、修了考査の合格者に郵送します ※修了考査はマークシート筆記試験のため『鉛筆・消しゴム』持参願います</p>					
受講料等	内 訳	金額(円)	消費税10%	合計		
	受講料1名分	35,000	3,980	43,780		
	テキスト代	4,800				
テキスト	<p>「石綿含有建材調査者テキスト一般建築物・一戸建て等用」 中央労働災害防止協会発行 ※不要の場合は申込時に入力願います ※テキストは、「受講資格証明書」等及び送金の確認後に送付します（【修了考査対策】として事前送付しますので予習願います） ※当日忘れずに、持参願います</p>					

申込方法	受付開始日		開始時刻	
	令和7年4月10日 (木)		10:00～	
	※受講資格の確認が必要です 「受講票・請求書」が届いたら、別紙「受講資格証明書」等を郵送願います（受講資格がない場合は受講できません） 〒960-8035福島市本町5-8 福島第一生命ビルディング4F			
	一般社団法人福島県労働基準協会 https://www.fukurou.or.jp ホームページ【講習会のご案内】⇒講習会一覧の講習名を選択 ※当該講習の「受付状況」が「受付中」になると申込画面に入れます ※WEB申込を送信した方へ「仮受付」のメールを送信します 内容を確認し受付可能な場合、2営業日以内に「受講票・請求書」を送信します ※「受付状況」が「受付終了」になると、申込画面に入れません			
送金先	「受講票・請求書」が届いたら、速やかに「受講資格証明書」等を郵送し、指定口座に送金願います ※事業場名の頭に「受講番号」を入れて送金願います（可能な場合）			
	送金口座	東邦銀行 本店営業部 普通預金 2666878		※送金手数料は負担願います ※講習により口座が異なります
	送金締切日	令和7年5月15日 (木)		
キャンセル	講習日の前々日までに連絡いただいた場合は返金します 返金に係わる送金手数料は差し引きます			
受講証明書 交付	修了考査で不合格の方には「受講証明書」を交付します ※有効期限内（受講を修了した翌々年度末）までに再試験を受けられます			
	内 訳	金額(円)	消費税10%	合計
	再試験料	5,000	500	5,500
氏名欄に ついて	労働安全衛生規則の一部改正により修了証明書の氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称を併記できるようになりました 併記を希望する場合は、申込書の氏名欄に記載し、次の確認書類を添付願います			
	旧姓使用	戸籍抄本・旧姓を併記した住民票・運転免許証の写し等		
	通称	住民票又はそれに類する書類		
持ち物	①受講票 ②テキスト ③受講資格で「石綿」「特化」の修了者は「修了証」※初日に原本確認します ④受講資格で卒業証書の写しを添付した方は「卒業証書」（原本） ⑤マイナンバーカード・運転免許証等 ※2日目に本人確認を行います ⑥筆記試験用『鉛筆・消しゴム』 ⑦昼食は各自準備願います			
注意事項	遅刻・早退は認めていません ※時間厳守願います 各自自宅で検温し、37.5℃以上の場合は受講をご遠慮願います 換気のため会場内の温度が上下する場合があります。服装等各自対策願います			

《別紙》 建築物石綿含有建材調査者講習（一般） 受講資格証明書

会場名	ふくしま医療機器開発支援センター	期日	令和7年5月22日
			令和7年5月23日
		受講番号	

※WEB申込後受講番号を記入願います

氏名	生年月日	年 月 日
----	------	-------

上記の者は、下記受講資格番号の()に該当します。 ※番号を記入

番号	受講資格	添付書類
1	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる「石綿作業主任者技能講習」を修了した者 ※学科の一部免除を希望する場合のみ右欄にチェック 希望する <input type="checkbox"/>	修了証の写し ※当日原本持参
2	学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	①卒業証書の写し ※当日原本持参 又は 卒業証明書(原本) ②実務経験証明書
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4において同じ)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く)	
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	
6	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	①修了証の写し ※当日原本持参 ②実務経験証明書
8	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明書
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関する者に限る)に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明書
10	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明書
11	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明書
12	2～11までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者 *第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	①作業環境測定士登録証の写し ※当日原本持参 ②実務経験証明書

※受講資格番号1「石綿作業主任者技能講習修了者」以外の者は下記実務経験証明書に証明

<p>【実務経験証明書】</p> <p>上記受講資格番号()の実務に次の期間従事しました。 ※番号を記入</p> <p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで ※継続中の場合、下記証明日と同じ日付を記入</p> <p>年 月 日 ※期間の合計(従事していない期間は差し引く)</p> <p>上記の記載内容については、相違ないことを証明します</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地</p> <p>事業場・行政機関名</p> <p>代表者 職 氏名</p> <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 職印 </div>
--

*実務経験証明書は**事業主等の「役職印」**を押印し証明すること

*なお、押印に代えて、事業主等の自筆による署名(職名と氏名)でもかまいません